

第二期北区子ども読書活動推進計画

～読む力は生きる力～

平成21年度～平成25年度

平成21年（2009年）3月

北 区

はじめに

インターネット、ケータイなど、子どもたちを取り巻く情報環境はここ10年で大きな変貌を遂げました。少子化、核家族化の進展と相まって、子どもたちの生育環境全体が大きく変化しています。社会全体の変化とともに、ゲームやケータイなどメディアが作る仮想世界が子どもの日常生活に深く入り込む中、生身の人と人、人と自然との関わりといった実体験が子どもの生活から奪われ、実体験の不足が子どもの豊かな育ちを阻むようになりました。こうした実体験の不足を補い、子どもの豊かな育ちを保障するためにも子どもの読書活動の推進が今まさに求められています。

読書離れが懸念される中、国は、平成13年12月には「子どもの読書活動に関する法律」を策定し、子どもの読書活動を支援してきました。北区におきましても子どもの読書活動の重要性と必要性を深く認識し、平成16年3月、北区子ども読書活動推進計画を策定し、子ども読書活動の支援に取り組んでまいりました。

このたび5年の計画期間が終了したため、この間の取組みを総括し、その評価を踏まえたうえで、新たに第二期北区子ども読書活動推進計画を策定いたしました。

策定に際しましては、区民の皆様方からも貴重なご意見の数々をいただいたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

この計画では、区と区民が協働で子どもの読書活動を推進していくための施策の方向性と取組を示しています。今後、皆様方からいただいた貴重なご意見を踏まえながら計画の実現に向けて各種施策の推進を図って参ります。

計画をとおして、子どもの読書活動についての関心と理解がさらに深まり、北区における子ども読書活動が多くの方の区民の皆様によって支えられ推進されることを願っております。

平成21年3月
東京都北区教育委員会

第二期北区子ども読書活動推進計画

目次

第1部 基本方針	3
第1章 計画策定の背景	3
1 子どもの読書活動の意義	
2 子ども読書活動を取り巻く現状	
3 国・都の動き	
4 北区子ども読書活動推進計画の成果と課題	
第2章 基本的な考え方	5
1 計画の性格	
2 基本理念及び目的	
3 計画の目標	
第2部 具体的な取組み	6
第1章 年齢・発達の段階に応じた取組み	6
1 未就学児を対象とした取組み	6
2 小・中学生を対象とした取組み	9
3 YA（中高生世代）を対象とした取組み	15
4 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み ほか	
第2章 連携・協力	17
第3章 施設・設備の充実	19
第4章 啓発・広報・評価	23
第5章 人材育成	27

施策体系図

資料編

北区子ども読書活動推進計画検討プロジェクトチーム設置要綱	...
北区子ども読書推進計画活動検討プロジェクトチーム委員名簿	...
第二期北区子ども読書活動推進計画策定経過	...
第二期北区子ども読書活動推進計画（案）パブリックコメント実施結果	...
子ども読書推進に関する法律	...

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

読書には、様々な興味・関心に応じた読み物に親しむという趣味、教養としての側面もあれば、学習や生活をしていく上で必要な情報を得る情報収集という側面もあります。

子どもは読書をすることで、広い世界、未知の世界を知り、他者と共感する力を育むなど、心豊かに成長します。また、自分自身の考えを深め、高めていくとともに、自ら考え、判断し、表現する力を養っていきます。このような経験は子どもに知る喜び、学ぶ喜びを与えるとともに、子どもたちにとって生涯を通じて読書に親しむ習慣を育み、社会の中で自立して生きていくための大きな力となります。

子どもの人生に深い影響を及ぼすこうした本との出会いには、本がいつでも身近にあるという環境と大人のかかわりが不可欠です。子どもと本との出会いは、それを結びつける大人がいてこそ、より効果的なものになります。子どもたちが幼いときから本を楽しむことを生活の一部とし、生涯にわたり読書に親しんでいくためには、保護者をはじめ、子どもを取り巻く大人たち自らが読書に親しみ、読書の意義を理解し、子どもたちが読書を楽しめるよう働きかけていくことが必要です。

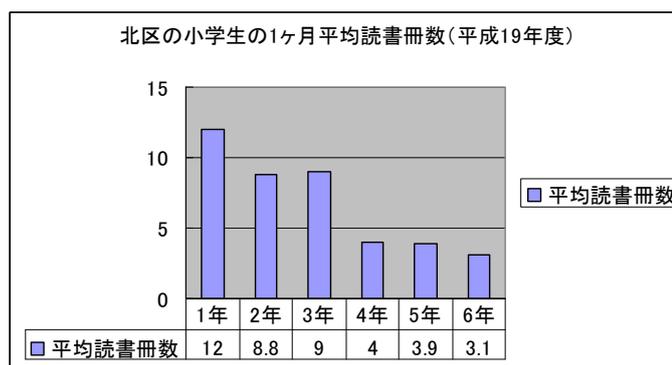
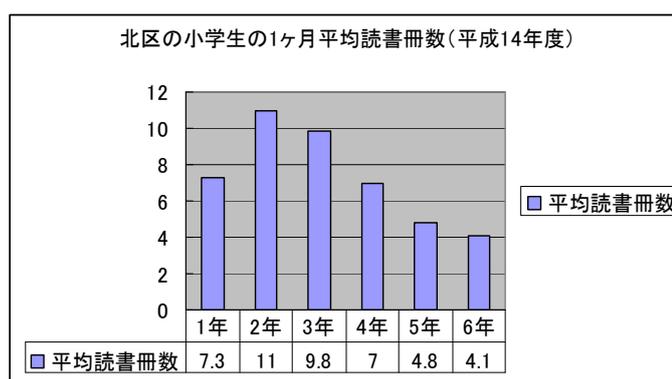
2 子ども読書活動を取り巻く現状

テレビ、ビデオ、インターネット等、様々な情報メディアの発達・普及など子どもを取り巻く環境の大きな変化とあわせて、幼児期からの読書環境の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成19年度東京都実施の「児童・生徒の読書の状況に関する調査」によれば、子どもたちは依然として小学生、中学生、高校生の学年が進むにつれて、1ヶ月の平均読書冊数が少なくなる傾向にあります。

また、平成19年度に発表された「OECD 生徒の学習到達度調査」では、日本の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになっています。

北区における「児童の読書の状況に関する調査」（平成 19 年度 対象：小学生 1,695 人）でも、学年が上がるにつれて読書冊数が少なくなる傾向が顕著です（下表参照）。1 ヶ月の平均読書冊数は、平成 14 年調査においては 2 年生の 11 冊をピークに学年が上がるにつれて減る傾向にあったのが、平成 19 年調査においては小学校 1 年生の 12 冊をピークに 2 年生は 8.8 冊、3 年生は 9 冊で、その後は学年が上がるにつれて読書冊数も減っています。



3 国・都の動き

子どもの読書離れへの危機感が叫ばれる中、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国全体で支援するため、平成 13 年 12 月「子ども読書活動の推進に関する法律」が制定されました。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。この法律に基づき、平成 14 年 8 月、「子ども読書活動に関する基本的な計画」が策定され、取組みが進む中、学校におけるボランティアの増加、不読者率の減少、学校一斉読書活動を行う学校の増加など、一定の成果を挙げてきたところです。

しかし、依然として学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることや、学校図書館資料の整備の遅れ、子どもたちの読解力の低下など

の課題が挙げられています。

これらを踏まえ、国では平成20年3月、第二次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、国及び地方公共団体における取組みについて基本方針を明らかにしています。

東京都においても、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域の役割を明らかにすると同時に、関係機関等の連携を進めることで、子どもの読書活動の推進等に取組んできました。その結果、保護者に対する啓発、保健所、幼稚園、保育園、児童館等における読書活動推進事業の実施率が上がるなど、家庭・地域での取組みが着実に進む一方、子どもと本を結ぶ人材の育成、情報の集約、提供などをさらに力を入れるべき課題として打ち出し、現在第二次計画の策定に取り組んでいます。

また、平成17年には文字・活字文化振興法が制定され、平成18年度には教育基本法の改正、平成19年度には学校教育法の改正、平成20年度には社会教育法、図書館法の改正が行われました。あわせて、平成20年3月には幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領が改定され、各教科等における言語活動の充実が打ち出されています。

4 「北区子ども読書活動推進計画」(平成16年度～20年度)の成果と課題

北区においても国、都の動向を踏まえ、平成16年3月「北区子ども読書活動推進計画」が策定されました。「子どもと本をつなぐ」を基本理念とし、平成16年度から20年度の5年間の計画として

- ①子どもの読書活動の環境づくり
- ②学校・地域社会が連携した読書活動を推進するための事業展開
- ③読書活動のネットワークをつくる
- ④子どもの読書活動に関わる保護者への支援
- ⑤子どもの読書環境を推進するための人材育成

の5点を目標に取組みを推進してきました。

ブックスタート事業の充実、その後のサポートとしてのブックスタートフォローアップ事業や「赤ちゃんのためのおはなし会」、図書館での幼児、児童のためのおはなし会、保育園・幼稚園・児童館での読み聞かせの実施や、朝読書をはじめとする学校における読書活動の推進(小学校:平成15年度22校→19年度37校 中学校:平成15年度12校→19年度13校)など、各部署で子どもと本を結びつける取組みが着実に進んでいます。

一方、次のような課題も浮かび上がっています。

①年齢や発達の段階に応じた取組みの不足

「ブックスタート」が環境整備への最初のアプローチとなりますが、その後0歳から保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校と、その段階に応じた取組みのビジョンが確立していないため、年齢によっては取組みが不足している状況がありました。

具体的な推進事業において、年齢や発達の段階に応じた読書環境の整備計画を明確にする必要があります。

②施策の総括や評価の不足

子ども読書活動推進の個々の部署での取組みは進んでいるものの、事業を推進するにあたりその目的と意図を互いに共有し、評価するしくみが確立されていません。定期的な評価を行い、新たな取組みに繋げる必要があります。

③情報発信の不足

家庭・地域への情報発信が不足しています。子ども読書活動の重要性や、学校、保育園、幼稚園、児童館などの各関係機関が実施する子どもと本をつなぐための「読み聞かせ」などのあらゆる事業について情報を積極的に公開・発信する必要があります。

④「子どもと本をつなぐ人材」の不足

子どもと本をつなぐための事業を実施するにあたっては、ボランティアとの協働による推進が不可欠です。ボランティアを養成するためのシステムを構築し、計画的、継続的な事業が実施できるよう、読書活動推進ボランティアを組織化する必要があります。

第2章 基本的な考え方

1 計画の性格

本計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」の第9条第1項の規定による計画であり、「北区子ども読書活動推進計画」（平成16年度～20年度）を引継ぎ、平成21年度以降5年間の子ども読書活動推進のための施策の方向性や取組みを示すものです。

2 基本理念及び目的

読書や読み聞かせをとおして、子どもは言葉のもつ意味を知り、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていきます。読書は、人生をより深く生きる力の礎となります。

また幼児期における読み聞かせは、子どもの心を豊かにし発達も促します。読み聞かせによって醸成される親子の交流は、家庭にぬくもりややすらぎを生み、子どもを健やかに育みます。

これらのことを踏まえ、本計画では「読む力は生きる力」を基本理念とし、子どものための読書環境整備を行うという「子ども読書活動の推進に関する法律」の趣旨に則り、図書館を中心に関係機関、地域が連携し、“すべての子どもたちの自主的な読書活動に向けた環境整備を行う”ことを目的とします。

3 計画の目標

1. 年齢・発達の段階に応じた取組み

年齢や発達の段階に応じた具体的な読書活動の推進に取り組めます。

2. 連携・協力

図書館は、学校、幼稚園、保育園、児童館や、区民（ボランティア等）、地域と連携・協力を図り、事業の推進を支援していきます。

3. 施設・設備の充実と資料の活用

図書館、学校図書館、幼稚園、保育園、児童館の図書コーナー等の施設、設備を充実するとともに、相互の図書等資料が活用できる環境を作ります。

4. 啓発・広報・評価

子ども読書活動の意義について保護者等の理解を深めるため、普及・啓発事業に取り組み、事業の推進状況について評価を行います。

5. 人材育成

子ども読書活動推進にかかわる人材の育成を長期・短期にわたり具体的に計画し、推進します。

第2部 具体的な取組み

第1章. 年齢・発達の段階に応じた取組み

1. 未就学児を対象とした取組み

(1) 取組みの方向性

多くの本と出会い、本を好きになる子どもたちが増えることをめざします。

近年、核家族化が進み、親子のコミュニケーションも難しくなっていると言われています。家庭での絵本の読み聞かせは、親子のコミュニケーションにつながるばかりでなく、子どもの心身の発達も促します。

子どもが多くの本と出会う機会を作り、本を好きになる子どもたちが増えることをめざし、読書のすばらしさや楽しさを体験できるよう、年齢や発達の段階に応じた取組みを行っていきます。

乳幼児期における読書活動の支援として、図書館が健康いきがい課と連携して進めてきた「ブックスタート」事業は、赤ちゃんが初めて本と出会い、大好きな人との楽しいひとときを分かち合える機会を作っています。

「ブックスタート」後においても読書習慣が継続されるようサポート体制を整えていくことが重要であり、また、そのためには子どもの読書活動に対する保護者の理解が不可欠です。

図書館では乳幼児のためのお話会など、親子に向けた働きかけを行うとともに、絵本講座の開催など、保護者への啓発に努めます。保育園、幼稚園、児童館などにおいても職員が子どもと本との出会いの大切さを理解し、子どもへの取組みとともに保護者に向けた啓発を行っていくことが求められます。

(2) 推進事業

1-1-1

事業名	ブックスタート	所管	図書館・健康いきがい課
事業内容	健康いきがい課の乳児健康診査時に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる。		
推進計画	現況	平成15年度より滝野川、王子、赤羽の3箇所でブックスタートを開始し現在に至っている。ブックスタートでの絵本の読み聞かせと配布事業は定着し、赤ちゃんとの絵本のある暮らしが、実現できるようになった。	
	目標	ブックスタート事業を引き続き継続する。	

1-1-2

	ブックスタートフォローアップ	所管	図書館
事業内容	ブックスタートによる絵本の配布後、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しをとおして、読書活動の継続を促す。		
推進計画	現況	平成18年度から、ブックスタートで絵本を渡した親子を対象に、読み聞かせや音楽をとおして、読書の楽しさを伝え、あわせて保護者同士の交流など楽しい会を開いている。子どもの成長に合わせて繰り返しブックスタートのメッセージを伝えている。	
	目標	王子、赤羽、滝野川の各地域で実施し、参加者を増やす。	

1-1-3

事業名		育児相談等における読み聞かせの実施	所管	健康いきがい課
事業内容		健康いきがい課で実施する育児相談等で、読み聞かせを実施する。		
推進計画	現況	育児相談事業での読み聞かせは、保護者が子どもとの意思疎通を図る一つの媒体であることを知る良い機会となっている。合わせて図書館のPRは、図書館が依然より身近に感じてもらっている実感がある。育児相談時などに子どもを同伴して図書館へ足を運んでいる話をよく耳にするようになった。		
	目標	引き続き推進していく。		

1-1-4

事業名	読み聞かせ等の実施	所管	保育園（保育課）・幼稚園（学務課・子育て支援課）・児童館（子育て支援課）・図書館
事業内容	乳幼児とその保護者にとって身近な施設である保育園・幼稚園・児童館・図書館における読み聞かせやおはなし会の実施		
推進計画	現況	保育園・幼稚園・児童館・図書館等で、子どもたちの成長に適した本を選び読み聞かせやおはなし会を実施している。 図書館では、幼児のためのおはなし会を全館で実施し、好評を得ている。また、赤ちゃんのためのおはなし会を、9館で実施している。	
	目標	各施設での回数や対象数を増やす。 図書館では、全館で赤ちゃんのためのおはなし会を実施する。 また、赤ちゃんのいる保護者向けやプレパパママ向けの「絵本講座」を開催する。	

1-1-5

事業名	読書活動の支援	所管	保育園（保育課）・幼稚園（学務課・子育て支援課）・児童館（子育て支援課）・図書館
事業内容	乳幼児親子に対し、子どもたちの成長に適した絵本の紹介や読書活動の意義等を伝えることをとおして読書活動の支援を行う。		
推進計画	現況	子どもたちの成長に適した絵本の紹介や読書活動の意義等を伝える場を設定し、支援に努めている。 保育園、幼稚園、一部の児童館では絵本の貸出を行い、支援している。	
	目標	引き続き絵本の紹介などの実践をする。	

1-1-6

事業名	3歳児絵本プレゼント		所管	図書館
事業内容	ブックスタートから始まった親子のふれあいの大切さとともに図書館とのつながりを再度子どもたちとその保護者に認識してもらい図書館の利用を促すため、北区子育て応援団事業の一環として幼児に向けた絵本のプレゼントを行う。			
推進計画	現況	健康いきがい課が行う「3歳児健康診査」案内時に、「3歳児絵本プレゼント」引き換えハガキを同封し、図書館で5冊の絵本のなかから1冊を選んでハガキと交換する。その際、おはなし会の案内などの図書館利用も促す。(平成19年度配布率63.1%)		
	目標	3歳児絵本プレゼントの実施率90%とする。		

2. 小・中学生を対象とした取組み

(1) 取組みの方向性

本とふれあい、本を楽しむ子どもたちを増やします。

この時期の子どもたちにとって生活の多くの時間を過ごすのが、学びの場である学校です。

学校では、子どもの読書活動の習慣化を図るうえで、「朝読書」の推進などが有効です。しかし、読書が押し付けにならないよう配慮しながら、子どもが読みたい本に出会って興味、関心を広げ、読書を楽しめるようになるには、大人の手助けが必要です。そのためには、資料、人材を備えた魅力ある学校図書館づくりをすすめるなど、環境整備を図るとともに、授業における読書指導の充実が求められます。

図書館では、こうした授業を支援するため、学校に出向いてのブックトークを充実させていきます。また、学校図書館研修会など、学校教諭への啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

さらに子ども自身に向けた働きかけとして、「小学生のためのおはなし会」を各図書館においても定期的実施し、合わせて図書館利用方法の指導や、「調べ学習」支援などを行っていきます。また、子ども1日図書館員を引き続き充実させ、図書館運営について子どもが意見を述べられる場も設定していきます。

児童館においては、図書コーナーを充実させ貸出や読み聞かせ等の機会を増やします。また、地域でのあらゆる機会を捉えて、ボランティアによる読み聞かせ等を実施していきます。

(2) 推進事業

1-2-1

事業名	校内一斉読書の推進	所管	学校
事業内容	朝の読書や読書週間等の校内一斉の読書時間を確保する。		
推進計画	現況	小学校では、ほぼすべての学校で、また中学校では70%の学校で一斉読書に取り組んでいる。	
	目標	朝読書を継続的に推進する。 図書館からの団体貸出を行う。	

1-2-2

事業名	特色ある読書活動の推進	所管	学校
事業内容	「読書祭」「読書感想文コンクール」「子どもが作るブックリスト」など特色ある読書活動を推進する。		
推進計画	現況	「読書祭」「読書感想文コンクール」「子どもが作るブックリスト」など特色ある読書活動行っている。	
	目標	特色ある読書活動を継続的に推進する	

1-2-3

事業名	魅力ある学校図書館づくり	所管	学校
事業内容	子どもたちが学校図書館を計画的に利用し、主体的、意欲的に読書活動ができるよう、中休み、昼休み、放課後、長期休業期間中など、できるだけ多く学校図書館を開館するとともに子どもたちがじっくりくつろいだ読書ができる空間をつくる。		
推進計画	現況	各校で本の配架整備が進んだ。掲示板などの環境づくりも工夫している。開館時間については、小学校は夏休み等も含め積極的に開放しているが、中学校は昼休み以外の休み時間に開放することがあまりすすめられていない。	
	目標	魅力ある学校図書館づくりを継続的に推進する	

1-2-4

事業名	図書委員会の活動の活発化	所管	学校
事業内容	図書委員会を活発にして学校図書館の活動を促進していく。		
推進計画	現況	中学校では約80%、小学校では約60%の学校で図書委員会の活動が活発に行われている。	
	目標	図書委員会の活動の活発化を継続的に推進する。	

1-2-5

事業名	表彰活動	所管	学校
事業内容	優秀な感想文の表彰、多く読んだ生徒の表彰等を行なっていく。		
推進計画	現況	子どもたちの読書意欲を向上させるために殆どの学校で取り組んでいる。	
	目標	表彰活動を継続的に推進する。	

1-2-6

事業名	学級文庫の充実	所管	学校
事業内容	各クラスの学級文庫を充実させ読書を身近なものにしていく。		
推進計画	現況	蔵書点検後、古くても子どもたちにとって親しみのある本は学級文庫に活用している。	
	期間中目標	学級文庫の充実を継続的に推進する。	

1-2-7

事業名	児童・生徒による幼稚園、保育園、小学校での読み聞かせの実施	所管	学校・指導室
事業内容	小中学生による幼稚園・保育園での読み聞かせ、また中学生による小学生への読み聞かせを行い、小中連携しての読書活動推進を図る。		
推進計画	現況	幼稚園・保育園での読み聞かせを、中学校では約63%、小学校では約13%の学校が行っている。中学生による小学校での読み聞かせはほとんどの学校で実施されていない。	
	目標	児童生徒による幼稚園、保育園、小学校での読み聞かせの実施を継続的に推進する。	

1-2-8

事業名	読書指導の工夫・充実	所管	指導室
事業内容	国語、総合的学習の時間等を通して読書の楽しさを味わえるように指導、工夫していく。		
推進計画	現況	図書主任を対象とした学校図書館研修を通じて読書指導の工夫・改善について意識を高めた。また、区教育会図書館研究部において、研究事業としてアニメーションの手法を使った読書指導を行った（平成20年10月「ナルニア国物語を読もう」浮間小学校、12月「エルマーと16ぴきのりゅうを読もう」八幡小学校）。	
	目標	読書指導の工夫・充実を継続的に推進する	

1-2-9

事業名	ボランティアによる読み聞かせの実施	所管	生涯学習推進課・指導室・学校・図書館
事業内容	学校や地域で、ボランティアによる読み聞かせ等を行う。		
推進計画	現況	各小学校では、保護者や地域のボランティアによって、朝読書の時間等に読み聞かせを行っている。放課後子ども教室事業や地域寺子屋事業において読み聞かせを行っているところもある。	
	目標	実施校、回数を増やすことや、自治会などの地域に働きかけ、充実を図る。	

1-2-10

事業名	児童館、学童クラブにおける図書 充実及び読み聞かせ	所管	児童館・学童クラブ (子育て支援課)
事業内容	日常的に子どもが過ごす児童館、学童クラブにおける児童図書の 充実、読み聞かせ、おはなし会の実施		
推進 計画	現況	職員のスキルアップを図りながら、児童館・学童クラブにおいて 読み聞かせを実施している。	
	目標	児童館、学童クラブにおける図書を充実し、読み聞かせの実施を 継続的に推進する。	

1-2-11

事業名	小学生のためのおはなし会	所管	図書館
事業内容	小学生のためのおはなし会を積極的に行う。		
推進 計画	現況	平成20年度より中央図書館で開始している。	
	目標	参加人数を増やすとともに、実施館数を増やす。	

1-2-12

事業名	子ども一日図書館員	所管	図書館
事業内容	小学校4、5、6年生を対象に、子ども一日図書館員を募集し、 図書館の仕事を体験することで図書館の利用促進を図る。		
推進 計画	現況	毎年夏休み期間の一日を、「子ども一日図書館員」として、図書館 の窓口や書架整理、図書修理等の仕事を体験する。年数を重ね知 名度も広がってきているが、参加人数は減る傾向にある。	
	目標	子ども一日図書館員の継続・充実を推進する。	

1-2-13

事業名	小学校新一年生への図書館バック配布	所管	図書館
事業内容	新一年生に図書館バックを配布し、図書館の利用促進を図る。		
推進計画	現況	新中央図書館の開設を記念して、「北区図書館活動区民の会」が新一年生に図書館バックを贈った。	
	目標	図書館バックを配布することで読書推進、図書館利用を促進する。	

1-2-14

事業名	ブックトークの実施	所管	図書館
事業内容	子どもたちに本への関心を持たせ、また読書へのきっかけづくりを行うために、小学校でブックトークを行う。		
推進計画	現況	小学校に図書館職員やボランティアが出向き、授業に関係するテーマのブックトークを行っている。学校からの依頼も増えている。	
	目標	ブックトーク実施校を増やす。	

3. YA（中高生）世代を対象とした取組み

（1）取組みの方向性

本に親しみ、本を活用するYA（中高生）世代が増えることをめざします。

この時期は、とくに子どもの読書離れが進むことから、ブックトークをはじめとする学校での取組みの位置づけはもちろん、図書館においてもより積極的にこの世代にアプローチしていく活動が求められます。

図書館では引き続き中学生の職場体験を積極的に受け入れるほか、YAコーナーを充実させるとともに、YA（中高生）世代に働きかけ、YAサポート隊を設置、運営し、積極的に図書館からの情報発信にかかわるしくみをつくります。

（2）推進事業

1-3-1

事業名	YA(中高生)サポート隊活動	所管	図書館
事業内容	中高生世代の利用促進のため、中央図書館（赤レンガ図書館）のYAスペースを拠点にYAサポート隊活動を実施する。		
推進計画	現況	YA（中高生）サポート隊がブックガイド用のポップアートを作成したり、選書ツアーに参加したりするなかで、中高生の共感を得られるスペース形成に向けた活動を開始した。	
	目標	毎年、各中学、高校等へ働きかけ、サポート隊を構成する。図書館・読書離れの進んだ中高生に向けた図書に関する情報などを発信し、読書推進を行う。	

1-3-2

事業名	ブックトーク、講演会の実施	所管	図書館
事業内容	中学・高校へ出向き、ブックトークや教職員向け講演会を行い、図書館の利用促進を図る。		
推進計画	現況	中学校からは依頼を受けたブックトーク、「おはなし会」などの実施、学校教員への図書館活動紹介などを行なっている。高校向けには未実施。	
	目標	中学・高校のブックトークやおはなし会の実践を増やし、図書館活動の紹介を推進する。	

1-3-3

事業名	中学生職場体験学習の受け入れ	所管	図書館
事業内容	図書館の仕事を体験することで、中学生が社会・職業について認識を深める。また図書館をより身近に活用してもらい、読書のきっかけをつくる。		
推進計画	現況	区内中学校より、多くの中学生が図書館業務を体験し、自分自身および社会について認識を持ちながら、図書館利用術を身に付け、読書習慣づくりのきっかけとする。	
	目標	中学生職場体験学習の受け入れを継続的に推進する。	

4. 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み ほか

(1) 取組みの方向性

学校、図書館など、あらゆる場で、障害に配慮した読書環境の整備、読書活動を推進します。

また、これまで取組みが不足している外国人児童生徒など、日本語を母国語としない子どもたち、帰国児童生徒へのサービスの実施を図ります。

(2) 推進事業

1-4-1

事業名	障害に配慮した読書指導		所管	学校・指導室
事業内容		障害のある子どもに配慮した読書活動の工夫に努め、子どもの興味・関心に訴える読書指導を推進する。		
推進計画	現況	学校に特別支援学級がある場合にはほとんどすべての学校において配慮がなされているが、特別支援学級がない学校では、児童の障害の状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書の選定をしている学校は小学校で約60%、中学校で約30%にとどまっている。		
	目標	児童の障害の状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書の選定や、読書指導を継続的に推進する。		

1-4-2

事業名	障害に配慮した資料の整備・提供	所管	図書館
事業内容		「さわる絵本」「布の絵本」、点訳図書やデージー（音訳CD）を整備し、提供する。	
推進計画	現況	平成16年度には「さわる絵本」作成講座を実施した。「布の絵本」については平成20年度より全館で貸出を実施している。	
	目標	ニーズ調査を行い、具体的サービスを構築し、点字図書やデージー（音訳CD）の利用を含めた資料を整備・提供する。	

1-4-3

事業名	障害に配慮した読書活動の支援	所管	図書館
事業内容		特別支援学校・学級に出向いてのおはなし会やブックトーク、図書館利用ガイドを行う。	
推進計画	現況	特別支援学校・学級からの依頼に基づいて出張おはなし会やブックトーク、図書館での利用ガイドを実施している。	
	目標	ニーズにこたえる中で、読書活動支援の充実を図る。	

1-4-4

事業名	区内の外国人児童生徒、帰国児童生徒へのサービス	所管	図書館
事業内容		外国語の児童図書を揃え、情報提供や、ボランティアによる外国語絵本の読み聞かせを行う。	
推進計画	現況	外国語の児童図書の収集に努めている。	
	目標	区内の外国人児童生徒、帰国児童生徒のニーズを調査し、具体的サービスを構築する。	

第2章 連携・協力

(1) 取組みの方向性

子ども読書活動の推進には地域ぐるみの取組みが不可欠です。関係機関、地域で活動する団体、個人などがこれまで以上に連携し、取組みを推進していく必要があります。今後は図書館が積極的に関係機関と連携を深め、事業のより効果的な推進を図っていくとともに、必要な情報発信を行います。

(2) 推進事業

2-1

事業名	学校図書館支援センターの構築	所管	学校・指導室・図書館
事業内容	図書館に学校図書館支援センターを構築し、図書館スタッフが学校図書館に出向き、学校図書館を支援する。		
推進計画	現況	国のモデル事業として、浮間小、西浮間小、浮間中の学校図書館への支援を行った。	
	目標	区内各小中学校に司書資格を持ったスタッフを常駐させ、管轄の地区図書館と連携しながら図書館整備や読書相談、調べ学習支援などを行うことにより、読書機能センター及び学習支援センターとしての学校図書館を活性化する。	

2-2

事業名	関係機関との情報交換	所管	図書館・関係各機関
事業内容	子どもの読書活動に関わる関係機関と連携を深め、情報交換や人的交流を促進する。		
推進計画	現況	図書館では、学校図書館の整備やブックトークに関する講師派遣を行うとともに、小学校図書館部会に参加するなど、情報交換に努めている。(平成19年度、20年度は学校図書館研修会を年3回実施。区教育委員会図書館研究部で中央図書館見学会を実施) また、健康いきがい課で実施している「育児相談・子育てトーク」での読み聞かせや情報交換などに努めている。	
	目標	関係機関との情報交換、人的交流を継続的に推進し、読書活動を支援する。また、学校ファミリーにおける各地区館の役割を明確にししながら、学校と地区図書館との連携を推進する。	

2-3

事業名		高校・大学との連携	所 管	図書館
事業内容		近隣大学、区内高校生との協力体制を作り、高校・大学生による読み聞かせなどのボランティア活動の推進を図る。		
推進計画	現 況	平成20年度の中央館開館時より、中高校生向けのヤングアダルトサービスの充実を図るために中高校生のサポーターを募集し、本のガイドなどの作成を始めた。中央図書館のYAスペースづくりに向け、4名の中学生サポーター（登録者）、近隣の高校の図書委員会とともに活動の準備を進めている。大学生ボランティアとの連携は、まだ計画中である。平成18年度には大学生インターンシップにヤングアダルトサービスの調査研究資料の作成依頼をするなどして積極的な情報収集を行なっている。平成20年度も同様である。		
	目 標	高校・大学との連携を推進する		

2-4

事業名		北区図書館活動区民の会との協働による事業実施	所 管	図書館
事業内容		生涯学習の拠点としての区民とともに歩む図書館をめざし、図書館と区民が協働で事業を実施する		
推進計画	現 況	開館イベントをはじめとした事業を協働で行っている。		
	目 標	北区図書館活動区民の会との協働し、ブックスタート事業をはじめとした子ども読書推進に関する事業を実施する。		

第3章 施設・設備の充実

(1) 取組みの方向性

読書環境の整備のためには、読みたい本、調べたい資料が身近に、手軽に手に入る環境を作る必要があります。効率的、効果的に環境整備を行うためにはリサイクル図書の利用も含めてそれぞれの機関が資料の充実をはじめとした読書環境の整備をすすめるとともに、学校図書館と区立図書館が物流の面でもネットワークを結び、資料が身近に手に入る環境を整備していきます。

(2) 推進事業

3-1

事業名	乳幼児と保護者にとって居場所となる図書館づくり	所管	図書館
事業内容	乳幼児と保護者が楽しく図書館を利用するため、赤ちゃんのためのおはなし会や幼児のためのおはなし会の定期開催や「絵本講座」を開催し、図書館（絵本）を身近に感じてもらうとともに、利用しやすい環境の創出に努めている。		
推進計画	現況	地区図書館では、ベビーベッドやトイレのベビーチェアを順次設置し、中央図書館では加えて授乳室や調乳設備を設置している。	
	目標	区内全図書館で乳幼児と保護者にとって利用しやすい施設づくりに努める。	

3-2

事業名	児童図書等のリサイクルの推進	所管	図書館
事業内容	児童図書のリサイクルについて、リサイクル図書を有効活用し、読書推進に繋げる。		
推進計画	現況	各図書館で区内児童関係施設へのリサイクルを積極的に実施している。また、講演会などのイベントを利用して一般利用者へのリサイクルも実施している。	
	目標	児童図書等のリサイクルの継続的な推進をする。	

3-3

事業名	図書等の充実	所管	図書館・保育園（保育課）・幼稚園（学務課・子育て支援課）・児童館（子育て支援課）
事業内容	すべての子どもが楽しんで読める図書を充実する。		
推進計画	現況	図書館では、「赤ちゃん向け絵本」「読み物」「調べ物資料」「紙芝居」などの購入を計画的に進めてきた。各施設においても、積極的に児童書を揃える努力をしている。	
	目標	区立図書館の児童図書等の充実を継続的に推進する	

3-4

事業名	魅力ある学校図書館づくり（再掲）	所管	学校
事業内容	子どもたちが学校図書館を計画的に利用し、主体的、意欲的に読書活動ができるよう、中休み、昼休み、放課後、長期休業期間中など、できるだけ多く学校図書館を開館するとともに子どもたちがじっくりくつろいだ読書ができる空間をつくる。		
推進計画	現況	各校で本の配架整備が進んだ。掲示板などの環境づくりも工夫している。開館時間については、小学校は夏休み等も含め積極的に開放しているが、中学校は昼休み以外の休み時間に開放することがあまりすすめられていない。	
	目標	魅力ある学校図書館づくりを継続的に推進する	

3-5

事業名	学校図書館資料のデータベース化の検討	所管	学務課・図書館
事業内容	学校図書館の分類・配架方法のマニュアルを作成し、統一的な基準を示すとともに資料のデータベース化を検討する。		
推進計画	現況	学校図書館の分類・配架方法については「魅力ある図書館づくり事業」の中で指導室が実施している。 データベース化においては区立図書館と連動したシステムを構築する必要があるため、区立図書館を含めた検討が必要である。	
	目標	学校図書館資料のデータベース化の検討を推進する	

3-6

事業名	学校間及び学校と図書館のネットワーク化	所管	学務課・図書館
事業内容	学校間及び学校と図書館間のネットワーク化を図り、図書資料の共有化を検討する。		
推進計画	現況	区立図書館と連動したシステムを構築するために今後実現に向けて検討を開始する必要がある。	
	目標	学校間及び学校と図書館のネットワーク化の継続的な推進をする	

3-7

事業名	学校図書館の学習情報センター機能の充実	所管	学務課
事業内容	公立図書館の蔵書検索などのインターネットを活用した学習活動の支援		
推進計画	現況	パソコン教室や校内LANのハード整備は完了している。 今後はPC環境と学校図書館が連携したソフト整備を図っていく必要がある。平成21年に完成予定の新築校では校内にメディアセンターを設置する予定なので、その中で図書とインターネット両方を活用した調べ学習等に対応できるようにする。	
	目標	学校図書館の学習情報センター機能の充実を推進する	

3-8

事業名	区立図書館と学校及び幼稚園等への団体貸出と配送システムの拡充	所管	図書館・庶務課
事業内容	図書館と小学校間においては既存の交換便内での配送を実施している。		
推進計画	現況	図書館では、小学校への団体貸出用図書をテーマによりパック化し貸し出している。	
	目標	中学校への団体貸出用図書のパック化をし、貸出す。また、図書館と各学校や幼稚園等との配送システムの拡充を図る。	

第4章 啓発・広報・評価

(1) 取組みの方向性

計画を推進していくためには、子どもに関わるより多くの大人が子どもの読書活動の意義を理解し、さまざまなかたちでできるところで子どもと本を結ぶ役割を果たすことが必要です。そのために図書館が中心に積極的な情報発信、講演会などの啓発活動を行うとともに、取組みの結果がどのように、どこまで成果につながったのか、内部、外部を含めた評価を行っていきます。

(2) 推進事業

4-1

事業名	保護者への意識啓発・情報発信の充実	所管	学校・図書館・関係各課
事業内容	読書活動の啓発資料の作成・配布及び各種シンポジウムを行い保護者への意識啓発を行う。		
推進計画	現況	読書講演会の内容、「子どもの本の集い」での基調講演などで工夫している。	
	目標	保護者への意識啓発・情報発信の充実を図る。	

4-2

事業名	推薦図書リスト、児童向けの図書館利用案内等の作成・配布	所管	学校・図書館・関係各課
事業内容	発達の段階に応じた推薦図書のリストを作成してその紹介を積極的に行う。		
推進計画	現況	図書館において小学校向けには、低・中・高学年別に推薦図書を検討し、リストを作成して全校児童に配布している。また、YA世代へのサービスの充実を検討する中で中学生向けリストの作成も検討中である。	
	目標	ブックスタート、3歳児絵本プレゼント時にそれぞれ対象年齢に応じた推薦図書リストを作成・配布する。児童向けの図書館利用案内等の作成・配布を継続的に推進する	

4-3

事業名	図書で紹介事業の推進	所管	図書館・子育て支援課・関係各課
事業内容	読書活動を行う関係各機関の様々な行事の中で絵本などの紹介等を行う。		
推進計画	現況	図書館では、健康いきがい課実施の「育児相談・子育てトーク」に参加し、絵本の紹介などを実施している。また、他部署が実施する様々な事業に参加し、本の紹介を行っている。	
	目標	図書の紹介事業の継続的な推進をする	

4-4

事業名	啓発・広報事業の展開	所管	図書館
事業内容	子ども読書の日における事業の展開		
推進計画	現況	平成17年度から「子ども読書の日」関連イベントとして「子どもの本の集い in Kitaku」を開催し、毎年参加人数を増やしている。なお、同時期に各図書館での「おはなし会」を実施し啓発に努めている。また、各館ごとに月単位でのテーマ展示を実施するなど子どもたちが本を手にするきっかけづくりをしている。	
	目標	啓発・広報事業の展開を継続的に推進する	

4-5

事業名	保育園・幼稚園における読書相談への対応	所管	保育園（保育課） 幼稚園（学務課、子育て支援課）
事業内容	保育園・幼稚園において絵本の貸出、紹介を行いながら、保護者から読書相談に対応する。		
推進計画	現況	子どもたちの関心があり、日頃より慣れ親しんでいる絵本は、園児に貸出を行っている。保護者からの相談を受けた際には、保育園で購入し活用している本の紹介を行うほか、読み聞かせの心構えなどを伝える。	
	目標	保育園・幼稚園における読書相談への対応を継続的に推進する	

4-6

事業名	子ども読書活動に係わる関係者（関係機関、区民グループ等）のワークショップの開催	所管	図書館
事業内容	読書活動に関わる関係職員の資質の向上が図られるように研修、講習会等を行う。		
推進計画	現況	平成20年度は2回実施した。また、職員による講座の実施や、「北区図書館活動区民の会」と協働で研修会などの実施に努めている。	
	目標	充実した子ども読書活動が実施できるよう、定期的な研修体制を確立するとともに、ワークショップ等を開催して職員や読書活動ボランティア等の意識を高める。	

4-7

事業名	区民とともに歩む図書館委員会機能の拡充	所管	図書館
事業内容	有識者をはじめとした区民の代表者で構成する図書館委員会で「北区の図書館のあり方」について討議し、提言を行う。		
推進計画	現況	第一期の委員会（平成17、18年度）では協働型図書館という方向性を提言した。第二期委員会（19、20年度）では、評価のあり方を含めた北区図書館のあり方を検討している。	
	目標	第三期以降も継続する。	

4-8

事業名	子ども向けメールマガジンの検討	所管	図書館
事業内容	一般向けメールマガジンばかりでなく、子ども向けメールマガジンも設けることで、読書に関する情報発信を行う。		
推進計画	現況	子ども向けメールマガジン検討中	
	目標	子ども向けメールマガジンの検討を継続的に推進する	

4-9

事業名	調査・研究・評価の実施	所管	図書館
事業内容	子どもの読書活動に関する実態調査を実施し、各事業の効果測定や各事業の進行管理を行う。		
推進計画	現況	北区全体としての読書に関する調査は公立の小中学校で行っているのみである。	
	目標	実態調査を実施するとともに各事業の評価について検討する。合わせて読書活動推進のための研究を行う。	

4-10

事業名	YA(中高生)サポート隊活動(再掲)	所管	図書館
事業内容	中高生世代の利用促進のため、中央図書館(赤レンガ図書館)のYAスペースを拠点にYAサポート隊活動を実施する。		
推進計画	現況	YA(中高生)サポート隊がブックガイド用のポップアートを作成したり、選書ツアーに参加したりするなかで、中高生の共感を得られるスペース形成に向けた活動を開始した。	
	目標	毎年、各中学、高校等へ働きかけ、サポート隊を構成する。図書館・読書離れの進んだ中高生に向けた図書に関する情報などを発信し、読書推進を行う。	

4-11

事業名	中学生職場体験学習の受け入れ(再掲)	所管	図書館
事業内容	図書館の仕事を体験することで、中学生が社会・職業について認識を深めるまた図書館をより身近に活用してもらい、読書のきっかけをつくる。		
推進計画	現況	区内中学校より、多くの中学生が図書館業務を体験し、自分自身および社会について認識を持ちながら、図書館利用術を身に付け、読書習慣の機会とする。	
	目標	中学生職場体験学習の受け入れを継続的に推進する。	

第5章 人材育成

(1) 取組みの方向性

地域ぐるみで子ども読書活動を推進していくためには、読み聞かせやブックトークなど、積極的な取り組みにより、子どもと本を結びつけていく人材が必要です。図書館にかかわってこれまでも多数のボランティアが活動しており、永年の経験、研鑽により優れた力量を身につけている人材がいます。今後は質、量ともに活動の安定性、継続性がこれまで以上に求められているところです。

そこで、職員の資質向上とともに、ボランティアの組織化、育成に取組み、ボランティア人材育成制度を構築する中で、体系的な育成を推進し、様々な場で活動する人材の育成に努めていきます。

(2) 推進事業

5-1

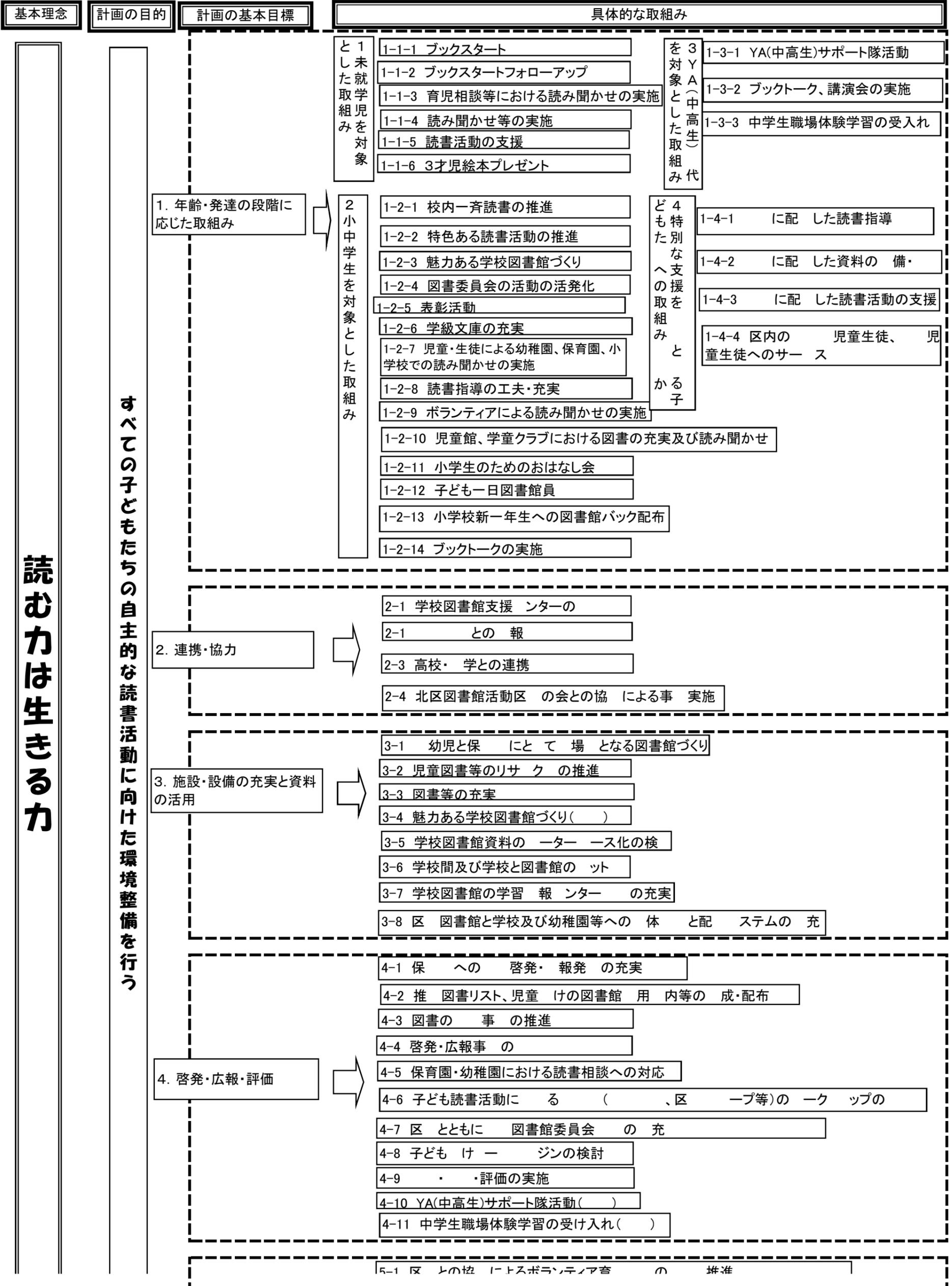
事業名	区民との協働によるボランティア育成制度の構築、推進		所管	図書館
事業内容	読書活動を推進するボランティアの育成を図り、活動の場の提供を行う。			
推進計画	現況	平成17年度より定期的で段階的な講座の実施を図っている。(平成17年度：読み聞かせ初級講座2回、平成18年度：初級講座2回、中級講座2回、ブックトーク講座1回、平成19年度：初級講座1回、中級講座1回、ブックトーク養成講座1回、平成20年度：初級講座1回、中級講座1回) また、平成18年度以降の中級講座修了生を対象として、図書館の「おはなし会」への参加を推進している。北区図書館活動区民の会と協働して読書活動を推進するボランティアの養成及び活動の場を創出している。		
	目標	子ども読書活動を推進するために、ボランティア支援制度を構築し、ボランティア育成を推進する。		

5-2

事業名	関係職員の資質の向上	所管	図書館
事業内容	読書活動推進に関わる関係職員の資質の向上が図られるよう、研修や講習会を行う。		
推進計画	現況	毎年図書館や学校職員を対象に研修を行っている。 平成20年度は、新任研修、児童担当向け講座（読み聞かせ初級、中級、ブックトーク初級、中級）などを行った。学校職員向けには学校図書館研修会を実施した。	
	目標	学校、幼稚園、保育園、児童館、図書館の関係職員を対象に、計画的な研修を実施する。	

5-3

事業名	司書教諭等に対する研修及び校内研修の実施	所管	学校 図書館
事業内容	司書教諭等に対する各種研修会、校内研修会などを行う。		
推進計画	現況	魅力ある学校図書館づくりのため、学校図書館の整備の仕方、図書の修理などの研修会を小学校教諭、PTA ボランティア向けに実施している。	
	目標	継続的に実施していく。	



北区子ども読書活動推進計画検討プロジェクトチーム設置要綱

15北教函第90号

平成15年7月3日教育長決裁

20北教函第1181号

平成20年5月15日教育長決裁

(設置)

第1条 北区における「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する計画的な推進を図るため、「北区子ども読書活動推進計画検討プロジェクト」(以下「PT」という。)を設置する。

(意義)

第2条 この要綱において子ども読書活動推進計画とは、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく計画で、「東京都子ども読書活動推進計画」(平成15年3月東京都策定)において、区市町村に期待されている役割に整合させて策定する。

(所掌事項)

第3条 PTは、設置の目的を達成するため、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 子ども読書活動推進計画に関すること。
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (3) その他チームリーダーが必要と認めること。

(構成)

第4条 PTは、チームリーダー、サブリーダー及びチームメンバーをもって構成する。

2 チームリーダーは、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。

3 サブリーダーは、学務課長、生涯学習推進課長、及び中央図書館長の職にある者をもって充てる。

4 チームメンバーは、別表に定める者とする。

(運営)

第5条 PTの運営は、チームリーダーが統括する。

2 チームリーダーは、必要のつどPTを召集し、会議を主宰する。

3 チームリーダーは、必要に応じて関係部課長を出席させることができる。

(作業部会の設置)

第6条 チームリーダーは、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に必要な事項は、チームリーダーが定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月3日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年5月15日から実施する。

別表（第4条関係）

健康いきがい課長 子ども家庭部子育て支援課長 子ども家庭部保育課長 庶務課長 指導室長 教育委員会事務局副参事（特別支援教育担当） 幼稚園長会会長 小学校長会会長 中学校長会会長

子ども読書活動推進計画検討プロジェクトチーム委員名簿

職名	氏名	備考
教育委員会事務局次長	内田 隆	
教育委員会学務課長	田中 一正	サブリーダー
教育委員会生涯学習課長	荒井 雅子	サブリーダー
教育委員会中央図書館長	唐沢 啓子	サブリーダー
健康福祉部健康いきがい課長	峯崎 優二	
子ども家庭部子育て支援課長	槍田 康子	
子ども家庭部保育課長	鮎沢 三男	
教育委員会庶務課長	小林 義宗	
教育委員会指導室長	矢口 仁	
教育委員会特別支援教育担当副参事	濱崎 祥三	
幼稚園長会代表	服部 晶子	じゅうじょうなかはら幼稚園長
小学校長会代表	藤橋 佐記子	滝野川第六小学校長
中学校長会代表	矢口 実	浮間中学校長

第二期北区子ども読書活動推進計画策定経過

年月	項目	内容
平成20年5月29日	第1回検討委員会開催	北区子ども読書活動推進計画進捗状況（第一期）について
平成20年11月11日	第2回検討委員会開催	北区子ども読書活動推進計画（第一期）進捗状況評価 第二期北区子ども読書活動推進計画骨子案について
平成20年11月20日	区民とともに歩む図書館委員会	第二期北区子ども読書活動推進計画骨子案報告
平成20年11月27日	教育委員会協議会	第二期北区子ども読書活動推進計画骨子案報告
平成20年11月28日	文教委員会	第二期北区子ども読書活動推進計画骨子案報告
平成21年1月15日	第3回検討委員会開催	第二期北区子ども読書活動推進計画案について
平成21年1月20日	資料送付（文教委員会）	第二期北区子ども読書活動推進計画案を文教委員会委員に送付
平成21年1月23日	区民とともに歩む図書館委員会	第二期北区子ども読書活動推進計画案報告
平成21年1月28日	教育委員会協議会	第二期北区子ども読書活動推進計画案報告
平成21年1月20日～ 2月20日	パブリックコメント実施	各図書館、区政資料室
平成21年2月27日	文教委員会	パブリックコメント結果報告
平成21年3月10日	第4回検討委員会開催	第二期北区子ども読書活動推進計画パブリックコメント結果及び計画策定について
平成21年3月18日	区民とともに歩む図書館委員会	パブリックコメント結果報告

第二期北区子ども読書活動推進計画（案）パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：平成21年1月20日（火）～平成21年2月20日（金）

意見提出者数：3名（内訳）持参：2名、郵送：1名

意見総数：15件

周知方法：北区ニュース1月20日号、ホームページ、区政資料室、区立図書館

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景

2子ども読書活動を取り巻く現状

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	小学校高学年の読書冊数が減っているが、その原因についての分析がされていない。次へのステップとして現状分析は欠かせない。	1件	小学校高学年からは、生活形態の変化が読書活動の時間にも影響し、読書傾向も変化してくるなど、読書活動の動向を数量だけで捉えにくくなってきます。第二期計画では、「調査・研究・評価の実施」（P26）を位置づけ、現状分析に努めてまいります。

第2部 具体的な取組み

第1章 年齢・発達の段階に応じた取組み

1. 未就学児を対象とした取組み

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	ブックスタート事業は、子育て支援という側面がある一方で、3・4ヶ月から始めることができる読書習慣、読書活動推進のための宝のような事業である。図書館の第一主要事業と位置づけてさらに充実するとともに、関係部署との連携強化を図ることが必要である。	1件	ブックスタート事業については、絵本を通して赤ちゃんと保護者が豊かで楽しいひと時を過ごすことを図書館の主要事業として位置づけ、継続してまいります。また、関係各課とさらに連携するとともに、多くの区民や地域と協力して、取組みを広げてまいります。
2	3歳児絵本プレゼントは、「3歳児健康診査」時に会場で手渡し配布すれば、63%が90%になると思う。63%では、主旨が生かされておらず残念である。	1件	3歳児絵本プレゼントは、近隣の図書館を知ってもらい来館していただくきっかけ作りの事業です。配布率の向上のため、PR等の工夫をしております。

2. 小・中学生を対象とした取組み

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	「自分で選択し読む」移行期である小学校5・6年生から中学校2年生を主とした、「聞く」行為から「考える」そして「意見」を構築し、述べ、交換するという機会が、本を通して多く作られることが必要である。	1件	今回の計画では、年齢や発達の段階に応じた具体的な読書活動の推進を掲げています。あらゆる段階において、ボランティアや地域、区民の方々と連携し、読書会など本を通じた様々な機会を設けるとともに、子どもたちに必要な読書環境の充実を促進します。
2	生徒の読書会リーダーの育成及び育成のために本を読み意見交換ができる場を作る。（参加型読書活動）	1件	
3	図書館にボランティア・保護者を巻き込み、子ども主体の図書選定や、読書会を行えるようにする。	1件	
4	読書会等への講師料や会場費などを補助するシステムを作る。	1件	
5	図書館との協働も視野に入れ、幅広い視点に立って切磋琢磨し、子どもたち中心の読書環境を作る。	1件	

3. YA（中高生）世代を対象とした取組み

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	YAサポート隊の編成などが書かれているが具体性に欠ける。ブックスタートからの出発がこのあたりで途切れているように思う。 YAサポート隊活動を始めたことはいいことなので、サポート隊を育てていくための仕組み作りが重要と思う。	1件	YAサポート隊の活動については、平成20年度後半から始め、参加者とともに試行錯誤しながら進めており、今後、具体的な取組みをとおした仕組み作りを行っていきます。
2	ブックトークが学校でどのように行われているのか、読書冊数はどういう変化をしているのか示してほしい。	1件	個々の具体的な活動の現況については、表に載せておりませんが、機会をとらえて、情報提供してまいります。 また、読書活動の変化等の調査について、第二期計画で実施する予定です。

第2章 連携・協力

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	今の子どもが置かれている状況の一番大きな変化は、親と子どもを繋ぐ世代が身近にいないことである。単に資料の流用等の交流ではなく、人の交流も考える必要があり、例えば中学校などのブックトーク、小学校での読み聞かせなど、大学の幼児教育課程の人たちとの交流など考えること、やることはいっぱいあるのではないか。	1件	近隣大学、区内高校生徒の協力体制を作り、高校・大学生による読み聞かせなどのボランティア活動の推進を図る中で、交流事業などを構築していきます。

第3章 施設・設備の充実

NO	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	学校現場は、教育の場としてやらねばならないことが多く、教職員も多忙である。学校図書室は、鍵がかかっていたり本がほこりをかぶっていたり、冷たく暗い。予算配分、専門職の配置、施設設備の充実等、問題は山積だが、学校図書室を明るく親しめる場所にする（変えていく）ことこそ、小中学生を本好きにする近道であり、何事にも先がける行政の英断こそ必要である。	1件	「魅力ある図書館づくり」事業により、学校図書館の環境改善が図られ、図書資料予算も以前に比べて増加しています。専門職員の配置等の課題がありますが、学校と公共図書館の連携や、保護者やボランティアの方々の協力を得てさらに明るく親しみのある図書館づくりに努めます。
2	学校司書、専門職の配置と図書の充実をセットで行う。	1件	
3	学校図書館の、科学、世界の事情がわかる社会・人類科学系の図書の充実を急ぐ必要がある。	1件	「総合的な学習の時間」が創設された際に、各学校において調べ学習対応の図書を多く購入しています。また、今回の学習指導要領改訂に基づき、「横断的な学習」「総合的な学習」「探究的な学習」に対応した図書資料の選定をしていく予定です。
4	少なくとも先生が出す調査学習の基本は学校図書館で行えるよう、図書を整備した上で公共図書館と相互乗り入れをすべきである。	1件	

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県

における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２ 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４ 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２ 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３ 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。